

ワークルール教育 推進法の制定を 求める教員の声

お茶の水女子大学ジェンダー研究所特任講師
(立教大学兼任講師)
嶽本 新奈

労働問題に詳しい弁護士による厚生労働省の過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業については、非常勤先の都内の私大で人権・ハラスメント対策センターの専門相談員から教えていただき、それ以降、毎年ワークルール授業をお願いしてきました。

授業では労働法を専門とされている弁護士の先生が、大学生にとって身近なアルバイトの事例を元に非常にわかりやすく説明してくださり、ワークルールについて知らなかった学生たちも自分だったらその時どうするかなど、自分ごととして捉えながら学べる内容でした。授業後の学生のコメントには、ワークルールについてこれまでほとんど学ぶ機会がなかったことや誤った情報を信じていたこと、そして自身の守られるべき権利にも無自覚であったといった感想が多く書かれていました。

この学生たちの感想はワークルール授業を依頼した私の実感とも重なるものでした。私は熊本県の地方出身者ですが、私自身もこれまでワークルールを学ぶ機会を持つことなく過ごしてきました。現在は都内の大学に職を得ていますが、これまでやってきた学生時代の数々のアルバイトでの経験を思い返せば、自身のワークルールの知識不足を痛感しましたし、地元を離れる前に、あるいは進学先でワークルールを学ぶ機会を得ていたらと思わずにはいられませんでした。

他方で、では私の地元の高校などでワークルール教育が可能かどうかを考えると、電車も通っていない地元ではそもそもワークルール教育をしてくださる専門家をお呼びすることそのものが難しく、あきらめが先に立ちます。ワークルール教育を受けられる人たちというのはやはり都市在住の層に限定されてしまうのではないのでしょうか。都市と地方の地域格差をなくし、全国津々浦にワークルール教育を普及していくためにはやはり法律や制度としての確立が必要ではないかと考えます。

数年前に、地元の高校の定時制から都内の私大に進学してきた学生がアルバイト先で3ヶ月分ものバイト代を支払われず、結局そのまま店長が夜逃げしてしまったという話を聞いたことがあります。当時はコロナ禍で大学の授業も全てオンラインとなり相談できる友人もできにくい状況で、かつ親元には経済的に頼れない状況だったその学生は最終的にがんばって進学した大学を退学せざるをえなかったそうです。この学生がワークルールを知っていたら、もしかしたら別の選択肢があったのではないかと考えてしまいます。

私がワークルール教育推進法の制定を強く望むのは、自身の経験もさることながらこうした身近で見聞した出来事によるところも大きいかもかもしれません。しかし、どのように生きていくにしろワークルールは必須の知識だと思いますし、その知識の授受は遍く公平に行われるべきだと考えます。ワークルール教育推進法の制定を心から望みます。

ワークルール教育 推進法の制定を 求める教員の声

千葉敬愛高校教諭
小島 光明

私は高校で教鞭を執っている現役の教員です。30年以上教員生活を送ってきましたが、学校というのは閉鎖された空間で、世間以上にワークルールなど全く教えていなかった。私自身も若い頃は、そんな状態だった。思い返せば若い頃は、子どもたちをいかにして良い大学へ送るかだけを考えていたように思います。よい大学へ行くことこそこの子達の未来は明るくなると。しかしふと教育基本法第1条の教育の目的は「人格の完成をめざす」ということを思い出し、さらには世間でも文科省でも「生きる力を育む」ことを推し進めるようになり本当の生きる力を身につけさせ、また、それに付随し人格の完成に向けて成長を促すことに力を入れるようになってきたことを思い出します。

そんななか、リーマンショックやコロナ禍、世界情勢の不安定等による物価高騰などもあり、高校現場ではアルバイトをする（しなければいけない）子どもたちが急増し、また、アルバイト禁止の学校も多いが、大学へ行ったらすぐにアルバイトを始める子どもがほとんどである。しかし、実際にアルバイトや就職する子どもたちの多くは、ワークルールを教えられていない。理不尽なことにも何の疑問も持たずに耐え、精神疾患を含めいのちと健康はそっちのけで働くことになることが少なくない。そういった人が出てしまうこと、そういった職場が存在すること、それはやがて国の大きな損失になることであろう。そうならないためにも大学はもちろんだが、特に高校現場でのワークルール教育というのは重要であり、もっと強く押し進めることが必要であると感じている。卒業生が私を訪ねてきてくれることも多いが、アルバイトのこと就職先のことを聞いてびっくりするようなことも少なくない。

そういったことから私は現場で、公民科の先生により丁寧に、そして時間をとって授業で扱うようにお願いしたり、私自身もできる限りワークルール教育をことある毎に子どもたちに伝えるよう心がけた。具体的には、自分のクラスのLHRの時間に千葉労働局が出しているリーフレットや具体例を出して子どもたちに伝えたり、日本労働弁護団の先生が作成された資料等を利用させていただいたり、労働弁護団の先生方に講義をお願いしたり、千葉労働局の人をお願いしたりもした。労働局としても学校関係に結構出向いて講演をしているが、せっかく出しているリーフレットやそういった講演をしてもらえることを知らない大人が多すぎるのでもっと周知するようお願いしたりもしている。

とにかく、子どもたちが将来働きやすい環境で安心して健康に気持ちよく働けるためにも、また、そういう職場や日本をつくるためにも、ワークルール教育の推進は絶対に必要である。日本の未来のためにぜひワークルールの周知・徹底を。ワークルール教育のさらなる推進を求めらる。

日本労働弁護団

ワークルール教育 推進法の制定を！！

健全な労使関係の構築を目指して



Labour Lawyers Association of Japan

ワークルール教育推進法の必要性

多様な働き方が増加し、本来、労働関係法令が適用されるにもかかわらず権利が十分に保障されない状態に置かれた労働者が増えています。

労使コミュニケーションの重要性が指摘されていますが、労働組合について基本的知識を得る機会も少ないのが現実です。ワークルール教育の普及のため様々な個人・団体が現場で先駆的な取り組みをしていますが、十分な広がりはありません。

あらゆる人が、働くことに関するルールや問題解決力を身に付けるためには、「いつでも・だれでも・どこでも」ワークルール教育が受けられる体制の整備・拡充が急務です。

ワークルール教育推進法がもたらす未来

推進法の制定により、全国各地の学校、大学、職場、地域などでのワークルール教育推進のための基本的施策が定められ、実践的なワークルール教育を全国津々浦々に広げていくことが可能となります。

ワークルール教育の普及のため、政府により必要な財政上の措置が講じられます。分かりやすく役に立つ教材の開発やワークルール教育に関する調査研究が進められます。推進法制定によるワークルール教育の普及は、働く人一人ひとりの職業生活の充実と企業の健全な事業活動の促進につながります。

日本労働弁護団：TEL：03-3251-5363
https://roudou-bengodan.org/
FAX：03-3258-6790
〒101-0062 千代田区駿河台3-2-11連合会館4階

受講した生徒・学生の声

この授業のおかげで、今塾講師として働いているバイト先での残業代未払いに大きな疑問を持っていたので匿名で社長に意見できるアンケートの機会に改善を訴えることを決めました。このように、労働についての法律について学ぶことが、より良い労働環境につながるのだと実感しました。

ルールを知らないと、ルールが破られていることにも気が付かないと改めて思いました。しかしそれはあまりにも無防備すぎると思うので、自分の身を自分で守るために、今後社会に出る前に労働問題について学んでおくべきだと感じました。

今回の授業では、自分の権利を守る上での「気づき」の重要性を学んだ。「この制度はおかしい」、「これは働きすぎだ」という違和感に気づけないまま働いていたり、都合のいい理由で自分を納得させ続けたりしていると心身ともにジワジワと蝕まれてしまう。自分の働き方が適切かどうか、自分を大切にできているかなどを見直すために周囲の人に相談したり、頼ったりすることは非常に重要だと感じた。

今回の講義を受けて一番重要だと感じたことは、「ワークルールを知っているか知らないかで状況が大きく変わる」ということです



受講した生徒・学生の声

労働組合という名前は聞いたことがあったけれど、具体的に何をしているのかわからなかった。今回の授業を通して、労働条件を改善すべきだと感じたり、もし困ったことがあったりした場合には、周りの人や専門家に相談する等して一人で抱え込まないようにしたいと思った。

実際に弁護士の方から、労働問題についての対処法を教えていただくことができて良かったです。弁護士という職業にお堅いイメージを持っていたため、説明だけでなく比較的取り組みやすいグループワークやロールプレイングなどを取り入れて教えて下さったのが印象的でした。

これから就職する際に、とても役に立つ講義であった。労働に関する法律を知っておくことで、不当な扱いを受けた時にすぐ対処できると感じた。仲間を作ったり、労働基準監督署などの機関に相談したりすることが大事だと分かった。

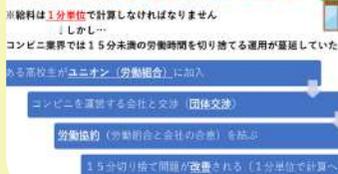
これから社会人になるにあたり、講義で扱った事例のような状況になる可能性もあるため、労働に関する知識を有することで自分だけでなく周囲の人々も守ることができると感じた。



労働弁護団が
取り組んできた
実践授業



労働組合があれば改善できる



↑学生によるグループ
ディスカッションの様子

←実践授業で使用している
教材（一例）

【事例1】

Yでは、レジの金額が合わないときは、不足分をその日シフトに入っていたメンバーの給料から天引きすることにしています。

どう思いますか？
どう対応しますか？

【ケース2】のポイント

1人では言いにくいことも⑦みんなと一緒であれば言いやすい

⑧労働組合（ユニオン）は、会社と⑨話し合いをして法律違反や労働条件を改善するための団体

⑩憲法で会社と話し合いをする権利が認められている

法律を守らない会社を取り締まる⑪労働基準監督署という機関がある
働く時のトラブルは法律の専門家である弁護士に相談することも有効

店長役の講師
（弁護士）と学生の
ロールプレイングの
様子

